

# 社側、あつせん申請か

## 水俣病 補償 互助会要求額に難色

水俣病をめぐる第二回補償交渉はチツソ側から互助会に十八日開催日程について申し入れし、二十四、五日には開かれるもようだが、会社側は互助会がさきに行なった要求額などの補償条件にかなり難色を示しており、第二回交渉では自主交渉の困難性を指摘し、逆に会社側が圃田厚相を含めた知事、市長のあつせん乗り出しを求めることになりそう。

さる九日開かれた第一回交渉では互助会側から①死亡者に対する一時金として二千三百万円②生存患者は年金六十万円を算出臨時にさかのぼって支払う③生存者が今後死亡したときは、一時金として強制自動車損害賠償保険死亡時の最高額(現在は三百万円だが、来年度から六百万円に改定される予定)と同額とすることを要求された。しかし会社側は即答を避け、互助会の「第二回交渉までに

は会社側の補償額を提示してほしい」との要望に対し会社側は「あらゆる角度から判定法を検討しなければならぬので時間がかかるとの理由で第二回交渉でも補償額は出せない態度を明らかにしていた。

とここで第二回交渉は会社側から互助会に対して申し入れされることになっており、今度は当然会社側からのいろんな条件が出されること予想されていたが、この

ほど東京本社から水俣に帰った水俣支社筋は「第二回交渉では互助会側の補償要求額についての判定法など細かな点について指摘されることになろう」と言っている。

第二回交渉の焦点はまず①死亡者に対する二千三百万円について、強制自動車損害賠償保険死亡時の最高額三百万円は理解できるが、あとの二千万円は何を基準に算定されたものであるか②生存患者の年金一律六十万円は当然重症者と軽症者に対する差をつける必要があるのではないかの二点に絞られるもよう。

また会社側は、第一回交渉までは「あくまで互助会の自主交渉の立ち場を理解して話し合いを進めて行く」との考えを示していたが「要求額をあくまで押し通して行く」との互助会側の強い態度から、最近では「補償額についての大幅な歩み寄りにはむすかしく、自主交渉は困難視される」との意見

が強まり、第二回交渉では「お互いに圃田厚相も含めた知事、市長らにあつせんを依頼する」態度を示すことも予想されている。

これに対し山本互助会長は「第二回交渉を開いてみないと会社側がどういう態度を持ち出してくるかは具体的にわからないが、会社の言う死亡者の二千万円の方については交通事故に対する任意保険の最高額を基準にしており、また生存患者の年金一律額については一応平均を出している。額が決定すれば重症者のおとなと胎児性の子供は軽症者より二、三割増しで交渉するつもりだ。会社側が補償額をいつまでも提示しない限り自主

交渉の進展はなく、早期解決を図るためにはあつせん依頼も考慮するを得なくなるだろう。しかしあくまで互助会としては会社側に早急に補償額を提示するよう強く要求するつもりだ」と語っている。

互助会としては十八日会社側から第二回交渉日の申し入れがあれば二十日に交渉委員会を開き対策を検討、交渉が終わったあと臨時総会(期日未定)を開くことになっている。